

○さいたま市空き家等の適正管理に関する条例施行規則

平成24年12月4日

規則第115号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市空き家等の適正管理に関する条例（平成24年さいたま市条例第44号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(命令)

第2条 条例第6条の規定による命令は、命令書（様式第1号）により行うものとする。

（一部改正〔令和6年規則28号〕）

(公表)

第3条 条例第7条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）第2条第2項に規定する  
掲示場に掲示する方法
- (2) インターネットを利用する方法
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法

（一部改正〔平成28年規則29号・令和6年28号〕）

(公表に対する意見)

第4条 市長は、条例第7条第3項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、意見を述べる機会の付与に関する通知書（様式第2号）により、条例第6条の規定による命令を受けた者又はその代理人（条例第7条第2項の規定を適用する場合においては、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律127号）第22条第3項の規定による命令に従わなかった者又はその代理人）に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る意見を述べようとするときは、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、公表に関する意見書（様式第3号）により、意見を述べなければならない。

（一部改正〔平成28年規則29号・令和6年28号〕）

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（一部改正〔令和6年規則28号〕）

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月17日規則第29号）

この規則中、第5条、第6条及び様式第4号の改正、様式第4号（その1）の次に1様式を加える改正規定、様式第5号の改正並びに様式第5号（その1）の次に1様式を加える改正規定は公布の日から、様式第3号の改正は平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月22日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 2 条関係)

第 号  
年 月 日

様

さいたま市長

印

命 令 書

あなたの所有(管理)する下記の空き家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 13 条第 1 項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、年 月 日付け第 号により、必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていないため、さいたま市空き家等の適正管理に関する条例(平成 24 年さいたま市条例第 44 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定より、下記のとおり措置をとることを命じます。

記

1 対象となる空き家等

所在地  
用途

2 措置の内容

3 命じるに至った事由

4 措置の期限 年 月 日

5 その他

- (1) 上記 2 の措置を実施した場合は、遅滞なく報告すること。
- (2) 本命令に従わないときは、条例第 7 条第 1 項の規定により、氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、命令の対象となる空き家等の所在地、命令の内容、その他市長が必要と認める事項を公表することがあります。

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3 箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第2号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

さいたま市長



意見を述べる機会の付与に関する通知書

が所有（管理）する空き家等について、次のとおり、さいたま市空き家等の適正管理に関する条例第7条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公表をするに当たり、同条第3項の規定により、意見を述べる機会を付与しますので、意見がある場合は、公表に関する意見書（様式第3号）を提出してください。

対象となる空き家等の 所在地及び用途	
予定される公表の内容	
公表の原因となる事実	
公表に関する意見書の 提出先及び提出期限	提出先 提出期限

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

公表に関する意見書

（宛先）さいたま市長

提出者 住 所  
氏 名 ㊟  
電話番号

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、代表者印及び電話番号 〕

さいたま市空き家等の適正管理に関する条例第7条第3項の規定により、次のとおり意見を述べます。

対象となる空き家等の所在地及び用途	
所有者等の住所及び氏名	
公表の原因となる事実についての意見	
その他当該事案の内容についての意見	
証拠書類等の有無	有 ・ 無

備考

- 1 所定の欄に記入することができない事項は、別紙に記入して添付すること。
- 2 証拠書類等を提出する場合は、添付すること。

様式第1号（第2条関係）

（全部改正〔令和6年規則28号〕）

様式第2号（第4条関係）

（一部改正〔平成28年規則29号・令和6年28号〕）

様式第3号（第4条関係）

（一部改正〔平成28年規則29号・令和6年28号〕）